

飯豊型エコハウス建築認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美しいまち並み景観の形成及び二酸化炭素の排出を抑制し、地球環境の保全、向上に資するエコ住宅の普及を図るため、景観性及び環境性能を両立する優良住宅（以下「飯豊型エコハウス」という。）を認定する際に必要な事項を定め、もって環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(認定の対象)

第3条 飯豊型エコハウスの認定の対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 飯豊町内における戸建て住宅の建築計画であること。
- (2) 飯豊町内の建築行為の届出において、建築物の計画及び外構の計画を同時に提出できること。

(認定の基準)

第4条 飯豊型エコハウスの認定の基準は、別表のとおりとする。

(計画認定の申請)

第5条 飯豊型エコハウスの計画認定を受けようとする者は、工事の着手前に、山形県が定めるやまがた健康住宅の普及促進に関する要綱（以下、「健康住宅要綱」という。）に規定するやまがた健康住宅のⅡ等級性能の認証を受け、次に掲げる書類を町長に提出し、町長の認定を受けなければならない。

- (1) 設計内容等説明書（様式第1号）
 - (2) 木材利用計画書（様式第2号）
 - (3) 年間暖房負荷計算書
 - (4) 平面図、断面図及び配置図
 - (5) 健康住宅要綱第6条第1項に規定するやまがた健康住宅設計適合証
- 2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、申請に係る計画が認定の対象及び認定の基準に適合していると認められるときは、計画を認定し、飯豊型エコハウス計画認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により計画を認定するに当たって、必要な指導助言や条件付与等を行うことができる。

(完了報告及び完了確認書)

第6条 前条第2項の認定を受けた工事を完了した申請者は、工事完了後、次の各号に掲げる書類を添えて直ちに完了報告を行わなければならない。

- (1) 飯豊型エコハウス工事完了報告書（様式第4号）

- (2) 県産・町産木材納入証明書（様式第5号）
 - (3) 県産・町産木材使用証明書（様式第6号）
 - (4) 県産・町産木材使用明細書（様式第7号）
 - (5) 健康住宅要綱第12条第1項に規定するやまがた健康住宅認定証
- 2 前項第1号から第4号に掲げる書類は、飯豊町椿住宅団地宅地分譲要綱（令和元年飯豊町告示第108号）第18条第1号から第4号で規定する様式の提出をもってこれに代えるものとする。
- 3 町長は、第1項の報告があった場合、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地の調査を行い、工事の成果が計画と合致するものと認められるときは、飯豊型エコハウスとして認定し、飯豊型エコハウス工事完了確認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、飯豊型エコハウスの認定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

設計条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外皮平均熱貫流率（UA値）$0.28\text{W}/\text{m}^2\text{k}$以下 (2) 相当隙間面積（C値）$1.0\text{cm}^2/\text{m}^2$以下 (3) 年間暖房負荷 $48\text{kWh}/\text{m}^2$ (4) 住宅延べ床面積における構造材に係る使用木材の総量の75%以上に県産木材又は町産木材を使用する。 (5) 建物の最高高さは10m以下とする。 (6) 階層は2階建て以下とする。 (7) 屋根形状は切妻、片流れ、寄棟、宝型などの勾配屋根であること。（壁等で勾配形状を隠した意匠を除く。） (8) 屋根及び外壁の色調がエコタウン椿ガイドラインの色彩基準に適合すること。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------